

岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 改正前

- ① 放課後児童支援員は、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならない。
- ② 放課後児童クラブの専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。ただし、経過措置により、平成32年3月31日までの間は、条例施行日（平成27年4月1日）の前から存するクラブについては努力義務とする。



2 改正後

- ① 放課後児童支援員認定資格研修を指定都市（名古屋市などの政令指定都市）も実施することができるようになり、研修の受講機会が拡大する。
- ② 経過措置が終了した場合、放課後児童クラブの受入児童数を減少する必要があり、待機児童が増加することになるため、経過措置の期限を平成32年3月31日から令和7年3月31日に延長する。

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 概要

- 子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化等に伴い、関係条例の規定を整備するもの

2 主な内容

- ① 食事の提供に要する費用の取扱いを変更する。
 - ・ 3歳から5歳までの保育所等に通う子どもについて、保育料の無償化に当たり、給食の副食（おかず、おやつ等）の費用は、保護者が負担することとする。（主食費は、従来から保護者の実費負担とされているので、保育所等の給食費の全部が保護者の実費負担となる。）
 - ・ 年収360万円未満相当の世帯の子ども及び第3子以降（教育認定は小学校3年生以下、保育認定は小学校就学前の子どもの中で第3子以降）の子どもに係る副食費を免除する。
- ② 法改正に伴う文言の整理を行う。